



クリタグループ行動準則

社長からのメッセージ

クリタグループは、「“水”を究め、自然と人間が調和した豊かな環境を創造する」という企業理念のもと、水と環境の分野の事業活動を通して広く社会に貢献することを目指しています。私たちは、世界の様々な現場で日々変化する水の課題に対しソリューションを提供し、社会とともに持続的、長期的な成長を実現してきました。私たちには、これからもステークホルダーであるお客様・取引先・従業員・株主・地域社会から高く評価される企業であり続ける責任があります。

「クリタグループ行動準則」は、クリタグループのステークホルダーに対するコミットメントであり、「倫理行動基準」（「倫理行動指針」から改称）は、私たちにとっての判断・行動の基本です。ステークホルダーに対するコミットメントを実現するため、判断の拠り所である「倫理行動基準」をより具体化し、判断・行動に迷った際のガイドとなる「5つの質問」を新たに設定しました。私たちは日々の業務の中で「クリタグループ行動準則」を実践し、判断・行動に迷った際には「5つの質問」を活用して正しい判断・行動であるかを確認していきます。こうした日々の積み重ねがステークホルダーからの高い評価と信頼を培うものであり、ひいては企業理念・企業ビジョンの実現に繋がります。

クリタグループの長い歴史の中で、私たちは、事業活動を進める上で「大切にする価値観」を培ってきました。これらの価値観は、ステークホルダーから高く評価されるために不可欠な要素であり、未来に受け継いでいくことは、私たちの使命です。特に、「大切にする価値観」の一つである「誠実であり続ける」ことは私たちの事業活動の根幹であり、今後も、クリタグループで働く一人ひとりがインテグリティ（Integrity）に基づき、自律的に正しく行動するように私が先導することを宣言します。

私は、クリタグループで働く皆さんと共に社会に貢献していることを誇りに思っています。これからも私と共に、企業理念の実現に向けて「クリタグループ行動準則」、「倫理行動基準」のもと、正々堂々と事業活動を行い、社会から高く信頼され、未来への責任を果たすクリタグループを共に創っていきましょう。

栗田工業株式会社
代表執行役社長
江尻 裕彦

はじめに

クリタグループ行動準則は、栗田工業株式会社およびその連結子会社（以下、「クリタグループ」）の全ての取締役、監査役、執行役、執行役員およびその他これらの者に相当する者（以下、「役員等」）・従業員が遵守すべき基本的な行動を定めたものです。本準則に反する行為や行動は、クリタグループの各社における規則・規程（以下、「社内規則」）に基づいて解雇を含む懲戒処分となる場合があります。クリタグループは、違法行為や規則違反行為には厳格な態度で臨みます。たとえその動機が「会社のため」、「お客様のため」、「上司の指示によるもの」であってもそのような行為は許されません。

全ての役員等・従業員が求められること

- (1) 本準則および行動指針をよく読んで理解し、遵守すること。
- (2) 本準則に反する行為や行動を見聞きしたり、違法行為や規則違反行為の可能性について疑念をいだいたりした場合には、速やかに上司、関係部門、または各社が定める相談・通報窓口等に相談・報告すること。疑念や疑問を放置しないこと。
- (3) クリタグループの一員としての自覚と責任を持って、誠実かつ倫理的に勤務するとともに、お互いに相手の人格や個性を尊重し、健全で働きやすい職場環境づくりに努めること。
- (4) 役員等・従業員が判断に迷う場面に直面した際にあっても、真っ当な判断を取れるようになること。その際、次の「5つの質問」に則って自分の行動が真っ当であるかを判断する。

【5つの質問】

自分が取ろうとしている行動について、次の5つの質問で自問する。

- ・公正：法令や社内外のルールに照らして問題がないか。
- ・透明：誰かに不都合な事実を隠していないか。
- ・安全：誰かに危険が及ぶリスクが高まることはないか。
- ・共生：環境への負荷増加や人権の侵害につながっていないか。
- ・誠実：誰に対しても恥ずかしい行動ではないと、胸を張って話せるか。

役員等・管理職の責務

役員等・管理職は、加えて、以下の責務も負う。

- (1) 本準則および行動指針の内容を自ら模範となって実践することで、自組織を正しい方向へ導くこと。
- (2) 本準則および行動指針の内容を部下に正しくかつ継続的に伝え、組織内への浸透を図ること。
- (3) 部下一人ひとりの人格を尊重し、意見に耳を傾け、組織内で率直なコミュニケーションを行うことができる心理的安全性の高い職場環境をつくること。
- (4) 組織内で問題が提起・発見された際には、隠すことなく速やかに関係者に共有し、責任を持って是正・改善に取り組むこと。

1.公正

1.1 競争法遵守

私たちは、クリタグループ競争法遵守方針および競争法遵守グループガイドライン、ならびに社内規則を遵守し、公正かつ自由な競争を通じてお客様・取引先・社会の信頼を得ることを目指し、各国・地域の競争法に反する行為は一切行いません。

1.2 贈賄防止

私たちは、クリタグループ贈賄防止方針および贈賄防止グループガイドライン、ならびに社内規則を遵守し、国内・海外を問わず、公務員またはこれに準ずる立場の者への不正な接待・贈答・便益その他の経済的な利益の供与は一切行いません。

1.3 安全保障貿易

私たちは、国際的な平和、安全を脅かす事態や行為につながらぬように、外国為替および外国貿易法等の輸出入関連の法令や規制に従って、適切に商品・技術・サービスの輸出入を実施します。

1.4 知的財産の管理・保護

私たちは、クリタグループ知的財産活動方針および知的財産活動グループガイドラインに則り、知的財産の価値を尊重し、自社の知的財産を適切に管理します。また、私たちは他者の知的財産を侵害する行為は一切行いません。

2. 透明

2.1 適切な情報の記録と開示

私たちは、財務報告の適正さの確保および適切な情報開示に向けて、会計・税務に関する全ての情報や経営や事業活動に関する情報を法令や社内規則に従って正確に記録し、適切に報告します。例えば、受注・売上・原価について、事実と異なる内容で計上する行為は一切行いません。

2.2 データ改ざん防止

私たちは、商品・サービスの品質および性能をはじめとするあらゆるデータを正確に測定・記録し、データの改ざん・ねつ造等の不正な行為を一切行いません。

2.3 反社会的勢力との関係遮断

私たちは、暴力団等の反社会的勢力やテロ集団とは一切関係を遮断し、毅然とした対応を徹底します。また、各国・地域におけるマネーロンダリングやテロ防止に関する法令を遵守します。

2.4 インサイダー取引防止

私たちは、お客様またはクリタグループに関する一般に公開されていない重要な情報に基づいて株式等の金融商品の取引を自ら行う、または、家族・親族・友人等の第三者に取引を推奨する行為を一切行いません。

2.5 公私の区別

私たちは、会社の財産（有形・無形の資産）を適切に管理し、私的用途に流用する等、業務目的以外には決して使用しません。

3. 安全

3.1 製品の安全性確保

私たちは、クリタグループ製品品質方針および製品の安全性に関する各国・地域の法令を遵守します。

3.2 安全衛生・労働関連法令遵守

私たちは、クリタグループ安全衛生方針および各国・地域の労働関係法令に基づき、安全の確保を最優先に取り組み、事業活動中の労働災害を防ぐように努めます。

4. 共生

4.1 環境保全

私たちは、生物多様性、サステナビリティを尊重し、クリタグループ環境方針に則り、日々の事業活動において、業務改善、工夫を行い、環境負荷を低減していきます。

4.2 人権尊重

私たちは、クリタグループ人権方針に則り、事業活動のあらゆる側面で人権を尊重して行動します。また、従業員その他事業活動にかかわる全ての人々の各国の法律で定められている人権を侵害しません。

5. 誠実

5.1 利益相反の禁止

私たちは、会社の利益よりも家族・親族も含む自身の個人的な利益を優先する、または優先するおそれのある行為を一切行いません。例えば、取引先選定において、客観的かつ合理的な判断に従わず、自身の親族が経営する会社を取引先に選定するようなことは一切行いません。

5.2 機密情報保護

私たちは、クリタグループ機密情報管理方針および機密情報グループガイドライン、ならびに社内規則を遵守し、会社およびお客様や取引先等の第三者の機密情報を厳重に管理します。

また、私たちは、在職中のみならず退職後もそれら機密情報の不正利用、不正開示を一切行いません。

5.3 個人情報保護

私たちは、各国・地域の個人情報保護法およびクリタグループ個人情報保護方針ならびに社内規則を遵守し、役員等・従業員、お客様や取引先等の第三者の個人情報を厳重に管理します。

また、私たちは在職中のみならず退職後もそれら個人情報の不正利用、不正開示を一切行いません。

5.4 適切な納税

私たちは、クリタグループが事業活動を行う国・地域の租税に関する法令およびその精神に従って適切に税金を納めることを是と考え、不適切な租税回避策の検討を一切行いません。